



## 区議会第2回定例会開会 玉川上水旧水路緑道整備の見直しを

### 住民無視で、農園などに30億円、さらに樹木の伐採も…

神宮外苑の樹木の伐採が大問題になっていますが、渋谷区もササハタハツというプロジェクトで玉川上水旧水路緑道の樹木を大量に伐採しようとしていることに区民が反対の声をあげています。

第2回定例会の一般質問で五十嵐議員は、玉川上水旧水路緑道の再開発問題を取り上げ、区長の姿勢を質しました。以下、質問と区長答弁の要旨です。

玉川上水旧水路緑道再整備計画は、現在区民の憩いの場所となっている代々木から大山までの玉川上水旧水路緑道を、ファーム・菜園などに作り替えようとするものです。そのため現在都市計画決定されている新宿区から世田谷区までの東京都計画道路特殊街路歩行者自転車道第1号線のうち渋谷区の部分だけを都市公園に変更してファームにしようとするものです。この計画の話し合いに当初参加してい

た人々からは、いくら意見をだしても聞き入れてもらえない、全面改修ではなく古くて汚くなったトイレを改修することや、緑道の散歩道を車いすやバギーカーでも安心して歩けるようにしてほしい、金木犀のトンネル道を残してほしい、などの声が出されています。現在の緑道公園を根こそぎ作り替えることを希望している声は聞きません。住民の声を聴かず、ファームづくりを進めるのではなく改めて広く区民

の意見を聞くべきです。またこの計画に投入される税金は、20年度からの4年間だけで17億3750万円余を投入するものになります。この予算に対し区民からは、物価高騰で区民の暮らしがかつてない厳しい中で予算の優先順位が違うのではないかなど、批判の声が出されています。この計画の総額はいくらを見積もっているのか、整備スケジュールはどのよう予定されているのか、ファームありきの整備計画に多額の税金投入はやめるべきです。さらに、この計画に伴って、初台エリアだけでも10本の樹木が伐採されていますが、

代々木から笹塚までのエリアでは、どれだけの樹木を伐採しようとしているのか伺います。気候危機の対策として世界の都市の緑化率を高めることが求められているときに、緑道公園の樹木を伐採することは逆行するもので認められません。伐採はやめるべきです。  
**区長答弁** これまでに7回のササハタハツ会議、15回の出張座談会、アンケートなどで区民のご意見を聞くとともに、区ニュースや区ホームページなどで情報発信しながら再整備に向けた検討を進めていく。この緑道再整備は、遊具、園路広場、植栽、農園などを整備する予定であり、緑道を農園につくり替えるものではない。事業費やスケジュールは現時点では示すことができない。  
樹木の伐採については、令和2年度までに樹木医が実施した健全度調査において、189本に枯損などがあつたことから、それらの枯損木を順次伐採する。

## 環境・地球温暖化対策や区民参加に逆行

### 玉川上水旧水路緑道の

### 189本の樹木伐採は許せません

渋谷区が玉川上水旧水路緑道を再開発する「ササハタハツプロジェクト 338farmB」計画をすすめるために、189本の樹木を伐採しようとしている問題について、住民有志のみなさんが、7月2日に開催した「ササハタハツ散歩ツアー」に、私も参加しました。

この企画には樹木研究の第一人者で、日本庭園学会会長も務めた藤井英二郎・千葉大名誉教授（環境植栽学）も参加され、緑道の樹木の果たしている役割や樹木の状態について、詳細に解説されました。

私が、問題だと感じた点は以下の3点です。

#### ●緑道の樹木のほとんどが健康

藤井名誉教授によれば、緑道の樹木はどれも樹勢が良好で、区が「枯損木」（枯れて倒木の恐れがある木）としている189本のうち、枯損木と言えるのは2本だけです。区は、再調査すべきであり、伐採ありきは許せません。

#### ●環境・地球温暖化対策に逆行

世界では、樹冠被覆率(地面に対して樹木の葉や枝が覆っている面積の割合)を高めることで、環境や地球温暖化対策、生物多様性を確保しようという動きが広がっています。樹冠の大きい樹木ほど、炭素を蓄積固定する力が大きく、直射日光を防ぎ空気を冷たく保つことができます。樹木の伐採は、環境・地球温暖化対策に逆行します。

#### ●住民無視で進めることは許されない

ツアー中に出会った地域の方は、ほとんどがササハタハツの農園づくりも樹木の伐採も知りませんでした。住民無視で、このまま計画を進めることは許されません。

## 緑道整備計画に、区民の声を届けよう

### 玉川上水旧水路緑道の都市計画の変更(原案)意見交換会、縦覧・意見書の提出

#### 意見交換会

日時	配信/会場	申込
7月14日(金)～28日(金)	YouTube(区ポータルにリンクを掲載)	不要
7月21日(金)19:00～20:00	地域交流センター西原	7月20日までに電話・ファクスで

#### 縦覧期間 7月11～31日

#### 縦覧場所 区役所本庁舎11階都市計画課

意見書の提出 7月11～31日(消印有効)にはがき・便せんなど(住所、氏名、連絡先、意見、利害関係がある場合はその内容を記入)で、〒150-8010(住所不要)渋谷区役所本庁舎11階都市計画課へ郵送・持参・ファクス ※区民、利害関係のある人が提出できます。  
意見交換会について 公園課公園整備係 ☎03-3463-3573 ☎03-5458-4946  
意見書について 都市計画課都市計画係 ☎03-3463-2620 ☎03-5458-4915

